過疎対策・集落支援員・買物サービス確保について

総務省　地域力創造グループ　過疎対策室

過疎対策について

1　過疎対策の経緯

- 人口減少の加速、公共交通手段・医療福祉分野の担い手の確保、集落の維持・活性化等が課題

⇒ **「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（議員立法）に基づき**、過疎対策を実施

※令和３年度から令和12年度までの時限立法　昭和45年以来、議員立法により五次にわたり制定　（全て全会一致により成立）

2　過疎地域の要件

- 市町村ごとに
  「人口減少要件」及び**「財政力要件(※)」**により判定

※　直近３か年の財政力指数：0.51以下

関係市町村数	**885団体**（51.5%）
人口（R2国調）	**1,167 万人**（ 9.3%）
面積（R2国調）	**238,675 ㎢**（63.2%）

※括弧内は全国に対する割合

3　主な支援策

① **過疎対策事業債**　（令和８年度計画額 ６，１００億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））

② **国庫補助金の補助率かさ上げ**　（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）

③ **税制等の特例**　（所得税・法人税にかかる減価償却の特例、地方税の課税免除等に係る減収補てん措置）

※適用期限：令和９年３月３１日まで（３年ごとに延長要望）

④ **過疎地域持続的発展支援交付金**　（令和８年度当初予算額案 ８．０億円）

⑤ **集落支援員・都道府県過疎地域等政策支援員**

過疎地域持続的発展支援交付金

R８当初予算額案　805百万円
（R７当初予算額　　805百万円）

1　過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（ソフト）

基幹集落と周辺の複数集落による「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動 等

※過疎地域以外も活用可能

POINT

- 事業主体：**地域運営組織等**
- 補助対象：集落課題の解決に資する幅広い事業
- 補 助 率　：限度額1,500万円の定額補助

下記事業は限度額を上乗せ
①専門人材を活用する事業　＋　500万円
②ICT等技術を活用する事業　＋　500万円
③上記①と②を併用する事業　＋1,000万円

集落NWイメージ

2　過疎地域持続的発展支援事業（ソフト）

過疎市町村･都道府県が実施するＩＣＴ等技術活用事業、人材育成事業
※都道府県は人材育成事業のみ

POINT

- 事業主体：**過疎市町村、都道府県**（人材育成事業のみ）
- 補助対象：地域リーダーの育成等の人材育成、オンライン健康診断、買い物等の生活支援、鳥獣被害対策　など
  ⇒ICT技術を利用した幅広い事業が対象
- 補 助 率　：限度額2,000万円の定額補助
  都道府県は、１/２又は６/10(財政力指数0.51未満)

3　過疎地域集落再編整備事業（ハード）

集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用 等

POINT

- 事業主体：**過疎市町村**
- 補助対象：団地造成費、生活関連施設整備費、空き家改修費　など
- 補 助 率　：１/２以内
  ※交付対象経費の限度額あり
  （例）定住促進空き家活用事業：400万円×戸数

4　過疎地域遊休施設再整備事業（ハード）

遊休施設を再活用して地域間交流、地域振興、地域課題解決を図るための施設整備

POINT

- 事業主体：**過疎市町村**
- 補助対象：廃校舎、公民館等の改修費、主要施設の機能拡張費
- 補 助 率　：１/３以内
  ※交付対象経費の限度額あり：6,000万円

過疎地域における税制等の特例措置（国税・地方税）

制度概要	【国税】割増償却	【地方税】課税免除等に係る減収補てん措置
対象税目	●所得税、法人税	●事業税、不動産取得税、固定資産税
措置内容	●個人又は法人が、対象となる事業用設備を取得等した場合において、減価償却額を以下のとおり割増償却 ・機械等：３２％ ・建物等：４８％ POINT 課税所得税負担を軽減し、設備投資直後の企業の資金繰りを支援	●個人又は法人が、対象となる事業用設備を取得等した場合において、都道府県又は市町村が、条例に基づき課税免除又は不均一課税を行った場合に 減収分の７５％を普通交付税で補てん POINT 過疎地域に企業を置くことへの インセンティブ
期間	●５年間	●事業税、固定資産税：最初に課税免除等を行った年度から３年間（畜産業・水産業は５年間） ●不動産取得税：当該年度分のみ

対象業種・取得価額等

（１）【国税】所得税・法人税、【地方税】事業税

個人又は法人が、以下の要件に該当する事業用設備を取得等した場合

事業者の規模（資本金）		個人又は5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等（取得、製作、建設、改修）	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設	
対象業種	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
取得価額	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		

（２）【地方税】不動産取得税・固定資産税

上記（１）の設備に係る家屋、機械・装置、構築物、当該家屋の敷地である土地に係るもの

（３）【地方税】事業税（畜産業・水産業）

個人又は同居の親族で、事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の１／３超～１／２以下の場合の各年の所得額

集落支援員

○ **集落の維持・活性化**のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、①**集落の巡回・状況把握**、②**住民同士の話し合いの促進**、これらを通じ必要とされた③**具体的な集落の維持・活性化に向けた取組やその取組主体となる地域運営組織などをサポート**

集落支援員の活動イメージ

必須業務

① 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

② 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

集落の「目配り」役として、住民を主体とした集落の維持・活性化を支援！

③ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などをサポート

①デマンド交通システムなど地域交通の確保
②都市から地方への移住・交流の推進
③特産品を生かした地域おこし
④高齢者見守りサービスの実施
⑤伝統文化継承
⑥集落の自主的活動への支援　　等

●特別交付税措置

POINT

●集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象団体　市町村 及び 都道府県 ※1

対象経費　① 集落支援員の設置
② 集落点検の実施
③ 集落における話し合いの実施
④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

措 置 額　**集落支援員１人あたりの上限額**
専 任　500万円 ※2
兼 任　40万円

※１　国勢調査における人口集中地区での取組は措置の対象外
※２　兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む

●配置状況（R６年度）

専 任　**2,645**人
兼 任　**3,022**人（自治会長などとの兼務）

専任の「集落支援員」の属性

- 約５割が50代以下
- 約５割が元会社員・元公務員・元教員
- 約９割がそれまで暮らしていた自治体で活動

都道府県過疎地域等政策支援員

過疎地域等の持続的発展のため、**都道府県において専門人材（都道府県過疎地域等政策支援員）を確保し、管内市町村をサポート**

対象団体	都道府県
対象経費	都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）
要件	①過疎地域その他の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）を有する複数の市町村への支援 ②市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること ③都道府県の過疎計画に記載があること　等
財政措置	POINT ・対象経費の上限額を年間590万円／人 → **年間 610 万円／人に増額** ・措置率0.5 ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】

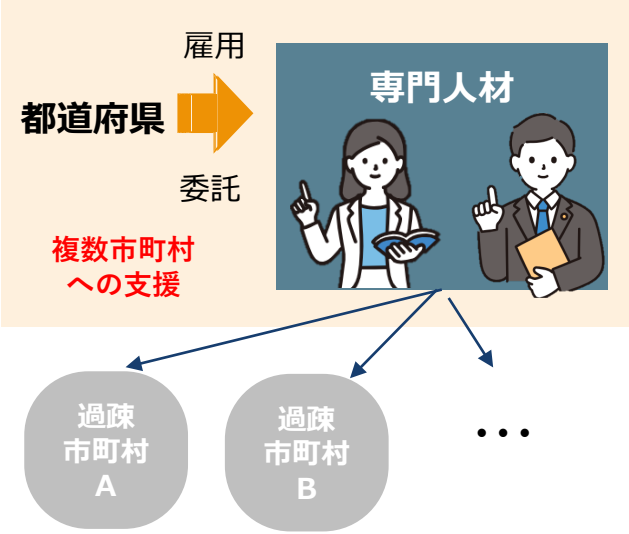

業 務 の 例

- **産業振興（農林水産業）**
  ・・・販路拡大、ブランド化、６次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保　等
- **産業振興（商工業、その他）**
  ・・・サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援　等
- **産業振興（観光）**
  ・・・観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策　等
- **地域における情報化**
  ・・・情報通信技術の利活用　等
- **地域公共交通の確保**
  ・・・地域公共交通網の維持・再編、新技術活用　等
- **生活環境の整備**
  ・・・水道事業経営　等
- **高齢者等の保健・福祉**
  ・・・地域包括ケアシステム、子育て支援　等
- **医療の確保**
  ・・・医療政策支援　等
- **教育の振興**
  ・・・ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育　等
- **集落の整備**
  ・・・集落対策、空家対策　等
- **地域文化の振興**
  ・・・文化財保護　等
- **再生可能エネルギーの利用推進**
  ・・・再生可能エネルギーの導入支援　等

人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業

人口減少地域における買物サービスの確保に向けて、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組について、調査研究を実施

＜現状と課題＞

○人口減少に伴う、商店の閉店等により、地域住民の日常の買物の機会の確保が課題となってきている

○一方、このような課題に対応するため、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組が出てきている

○今後も人口減少が見込まれる中、地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した買物サービスの効果的な普及・展開を図る必要がある

＜事業概要＞

○地域と民間事業者が連携した先進事例を調査研究

・地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した事例を調査

・民間事業者のビジネスモデルや課題を調査

など

▼

○地域と民間事業者が連携した取組の見える化

○地方自治体や地域運営組織等への情報提供、普及・展開

＜地域と民間事業者が連携した取組事例＞

移動販売・宅配事業の取組

地元住民を社員とする一般社団法人が、

- 地元スーパーと連携して、販売代行による移動販売を実施
- 民間事業者と連携して、宅配事業を実施（地域で整備した拠点倉庫に配送された商品を配送代行により個配）

店舗設置の取組

国交付金を活用して村が整備し、
地元三セクが指定管理を行う道の駅に、

- テナントとして、地元スーパーを誘致して店舗を開設（テナント料として使用料を徴収）
- 当該スーパーは、村からの補助金を受けて、買物バスを運行